

【研究論文】

戦後日本の資産再評価と修正原価論

— ドイツの資産再評価と資本維持論を中心に —

松 井 富佐男
(静岡産業大学)

【要 約】

ドイツでは、世界大戦後のインフレーション時において期間損益計算のなかに架空利益が含まれ、その除去のために企業の資本維持という観点から貨幣の計算尺度の単一性の必要性が主張された。それには、主として実質資本維持説と実体資本維持説が挙げられる。前者は購買力維持説とも呼ばれ、インフレ時における貨幣価値の変動を反映する一般物価指数の援用によって、取得原価を修正していく立場であり、後者は企業の財産価値を財貨の再調達価値に置き、財貨それ自体の価値の変化を測定するという立場である。

インフレ時に一般物価指数を援用して、貨幣の購買力（貨幣の交換価値）に基づいた資産再評価が行われたが、それは原価からの離脱ではなく、むしろ原価が測定される貨幣価値の変動に照らして、より正確な原価を測定することを目指したものであり、修正原価主義と呼ばれる。

キーワード：実質資本維持説、実体資本維持説、購買力資本維持説

1. はじめに

第2次世界大戦後の日本では、資産再評価が実施され、それによって貸借対照表の固定資産および資本が増加したが、その増加部分は取得原価主義会計の範疇に属するか、あるいは時価主義会計のそれに属するかが問題となる。また、厳格な取得原価主義を貫いたドイツが資産再評価を実施したが、それは会計的にどのように説明され得るか。これらの点を明らかにするために、ドイツの資本維持論を吟味しながら、資産再評価を裏づける会計理論を検討する。

2. ドイツにおける新資本金の決定

第1次世界大戦後のドイツにおけるインフレーション（以下、インフレという）時の非貨幣性資産は、貨幣価値安定期のそれとほとんど変わらない金額であった⁽¹⁾。当時、ドイツでの会計処理において、期間損益計算に架空利益が含まれており、その除去のために1920年頃、企業の資本維持という観点から貨幣の計算尺度の単一性を維持すべしという要求が主張された。そこで、ドイツでは貨幣価値の変動に基づいて表示されたそれぞれの貨幣数値の異質について、貨幣価値変動指数を標準とした同質価値に修正し直し、会計上の全数値の尺度の単一性を保持しながら架空利益の除去を図った。それが、1923年の金マルク貸借対照表

令の公布である。そこでは、1924年1月1日を期して、全ドイツの企業に対し、1兆紙幣マルク＝1金マルクの換算率をもって一切の資産および負債の再評価を行い、これに伴って資本変更を行うこととされた⁽²⁾。すなわち、それは貸借対照表項目を価値修正することにより、真正なる正味財産有高を確かめ、この安定価値正味財産の期首有高と期末有高とを比較することによって、架空利益を含まない真の損益を求める方法であった⁽³⁾。

このように、金マルク会計は企業の資本維持計算方法のみではなく、貨幣の計算尺度の単一性原則をいかに維持すべきであるかという観点から、貨幣価値の変動に基づく貨幣数値の異質について貨幣価値変動指数を規準とした同質価値に修正し、それによって、会計上の全数値の尺度の単一性を保持する方法を採用した。したがって、この金マルク会計の理論的性格は、貨幣価値修正会計であるといえる⁽⁴⁾。

また、第2次大戦後、1948年の通貨改革にあたっては、「ドイツ・マルク開始貸借対照表ならびに資本金の新決定に関する法律」（略称「ドイツ・マルク貸借対照表法」）により、同年6月21日を期して価格変動に対する価値修正の実施が認められた。それは急進的なインフレに対処するため臨時的なものであったが⁽⁵⁾、このドイツ・マルク貸借対照表法によって、すべての企業は、1948年8月20日付現在のライヒス・マルク最終貸借対照表を作成することとなった。このように、企業に対しては財産の評価替および不確実債権債務の整理などを行いながら新ドイツ・マルク資本金を決定し、企業財政の立て直しの基礎が与えられた⁽⁶⁾。そして、1948年6月21日付の「貨幣新秩序に関する法律第1号」（略称「貨幣改革令」）により、従来のライヒス・マルク貨幣単位からドイツ・マルクという新しい貨幣単位への切り替えが実施された。こうして、ドイツでは、新ドイツ・マルクという新貨幣の発行という操作によって、

貨幣面から生じるインフレの危機を阻止することに成功したのである⁽⁷⁾。

このように、ドイツでは基本的に貨幣価値修正を行う目的で、第1次大戦後の紙幣マルク単位から金マルク単位への転換、および第2次大戦後のライヒス・マルク単位から新ドイツ・マルク単位への転換を図ってきたのである。

なお、ドイツ・マルク（DM）貸借対照表法における意義としては、第1に、DM貸借対照表の作成において、DM建財産評価から招来する評価差額すべてが所得税の対象外とされたため、企業家は正しい評価替を行うことが可能になったこと、第2に、その新評価額がそのまま所得税法上の財産評価額として、その新評価額に基づく減価償却費計算が税法上認められたこと、第3に、新資本金をできるだけ高い水準に決定することで、維持すべき資本金の限度が望ましい大きさで表示され、その結果、その後の利潤計算に正しい基準が与えられたこと、第4に、財産、特に固定資産が時価一杯に評価された結果、過小減価償却による固定資本への喰込が防止されたこと⁽⁸⁾などが挙げられる。

3. 資本維持説

ドイツでは、第1次大戦後に深刻なインフレに見舞われ、そのため企業は貨幣価値の下落に対していかに対処すべきかが議論された。つまり、今までの名目資本維持説は、投資した資本が同一の貨幣数で維持されている時に利益を認識するものとされ、それは、長い間自明の理とされてきたが、大戦後のインフレ期において、名目的貨幣数で計算するのは、全く無意識、無力であることが認識された。そこで、ドイツでは、インフレ下の資本維持の問題をめぐって、実体資本維持説と実質資本維持説の二つの方法が論ぜられた。すなわち、再取得原価に基づく費用計上の方法を主張する実

体資本維持説と、すべての費用について、原始原価を現在の一般物価水準に修正する方法を主張する実質資本維持説が論ぜられた。

実体資本維持説は、費消計算において原始資本財の再調達が可能である時にはじめて成果を見出すものであるとする考え方である。すなわち、経営の生産力および販売力が資本の維持にあるため、一企業の財産は第一義的に貨幣に存するのではなく、財貨に存するという見解である。したがって、利益は費用の取得価値ではなく、再調達時価を超えた部分として認識されるため、物質的資本維持説とも呼ばれる⁽⁹⁾。

これに対し、実質資本維持説は、一般的に原始投資額が投資当時における一般購買力を絶対的に保持することを意味する考え方であり、その維持計算の規準には、一般物価指数が用いられる⁽¹⁰⁾。

それは、企業利益の計算に際して貨幣価値の変動が認められたものとして再計算されるため、購買力資本維持説とも呼ばれる。

要するに、実質資本維持説および実体資本維持説の概念は、生産技術の進歩および社会生活の変遷に順応して、その生産内容を常に改めながら企業の収益力の元本（資本）を維持・拡大していくといった企業の継続性および関連性と係わりをもつものであるといえる。

資本維持の理論に関して、小川 洸教授はシュミット (F. Schmidt) の有機体論を挙げ、説明している。それによれば、経営上の貸借対照表の価値は、国民経済の発展と有機的に関連されなければならない。そのため、貸借対照表の価値は再調達時価をもって示され、成果は販売価格とその再調達時価との差額であるとし、また、経営の実体維持の目的のためには、販売利益（販売された商品の再調達時価を上回る部分）と、財産の価値変動による成果（架空利益または架空損失）とを厳密に区別する必要があるとする。そこで、設備財産および取引財産については、決算日における再

調達時価をもって記録するが、貨幣財産は名目的価値をもって示される。なお、減価償却額は効用の再生産価値を示すものでなければならず、したがって、時価による減価償却額の測定およびその対価の合理的再投資のみが、経営体の実体維持を可能にするとしている⁽¹¹⁾。

片野一郎博士によれば、スウィーニー (Sweeney, H. W.) は、投資家の投資を行う終局の目標は、一般的財貨に対する自己の支配力を増大することにあるため、国民経済全体との関連において資本を比例的に分ち合うことは、資本維持に対する現実の社会通念に反し、むしろ、資本維持に対する社会的通念は、国民経済との関連における維持ではなく、原始資本を物財的にあるいは価値的にもと通りに保持することにあるとし、こうした理由から、一般的実質資本維持が理論上最も正しいとしている。すなわち、一般的購買力が資本として投下された場合、それ以後この購買力が維持されているかどうか吟味されなければならない。そのため、資本の本質をその源泉形態に係らしめて一般的購買力であるとする立場から、資本維持の概念については、一般物価指数を計算規準として、原始投下購買力の維持を規定するのが理論上正しいとする見解である⁽¹²⁾。

4. 貨幣価値修正理論

SHM 会計原則では、「減価償却に関する会計規定の主要な目的は、営業費用の正しい金額を会計期間に配分することであり、さらに次の目的としては、投下資本を維持することである」とし、また「減価償却に関する会計規定は、取得原価 (actual cost) を補償するのか、あるいは取替原価 (cost of replacement) を回収するの点について…取替原価の見積りに際しては、不確実性があるので〔、〕減価償却費を計算する場合には、取替原価 (replacement costs) は…取

得原価（original cost）よりも望ましくない」としている⁽¹³⁾。

すなわち、適正な期間損益計算のために、固定資産原価を期間配分する手続きが、減価償却の本質であり、そのために、配分される費用は、過去において実際に発生した歴史的な原価であることが望ましいとされ、取得原価主義が貫かれている⁽¹⁴⁾。しかし、激しいインフレ時に、過去の取得原価に基づいて算定された減価償却費とインフレ時における収益とを対応して利益を算定する際、その差額にはインフレ時の物価水準に伴う架空利益が含まれ、その部分が配当されて社外流出すると、企業資本の維持が危うくなるため、それを回避する方法として、資産の再評価が求められ、その評価額に基づいて減価償却を行うことが要求されたのである。その一方で、物価水準の変動を反映した時価償却あるいは再取得原価償却（replacement cost depreciation）を用いることにすると、その時価決定に際し、困難性と不確実性が生ずる⁽¹⁵⁾という問題が生起する。そこで、その代わりに貨幣価値の変動を反映する一般物価指数を使用することによって、取得原価を修正していくという方法が採られた。これは、記録された原価の放棄を意図するものではなく、むしろ取得原価を基礎とし、それを一般物価指数の援用によって改訂を加えていこうとする立場であるから、基本的には取得原価と両立しており、また指数という客観的証拠によって支持されるので、主観的・恣意的な測定ではないといえる。したがって、それは原価からの離脱ではなくて、むしろ原価が測定される貨幣価値の変動に照らして、より正確な原価を測定することを目指したものである⁽¹⁶⁾。そこで、固定資産再評価には、その評価基準として、貨幣価値の修正という手続きが用いられる。それは会計学上、購買力資本維持あるいは修正原価主義といわれるものである。

購買力資本維持の立場からする評価には、第1

に貨幣価値測定の基準として何を採用するか、第2に損益の修正計算をどのような方法で実施するかという問題が生じる。貨幣価値測定の基準としては、一般物価指数が用いられる。この一般物価指数は、多数商品の価格を代表するため、その商品選択が合理的である限り、貨幣の購買力の指標として最も合理的であるとされる⁽¹⁷⁾。

取得原価主義は貨幣価値の一定（安定）という前提で展開される会計理論であるため、その前提が失われると取得原価概念の適用度が狭められることになる。その適用度を回復するためには、取得原価主義は何らかの変貌を遂げることが求められ、そのために再考の必要に迫られて成立した会計理論が修正原価主義である。したがって、修正原価主義を採用することは、取得原価概念の放棄を意味するのではなく、あくまでも取得原価を基礎とし、それに一般物価指数を援用することによって修正しようとする立場であるから、基本的には取得原価主義と両立する概念であるといえる。つまり、インフレ時における貨幣価値の変動を反映する一般物価指数の援用によって、取得原価を修正していく立場である。これは、原価が測定される物価の変動に照らして、より正確な原価を測定するものであり、旧原価の訂正と新しい原価の確立を意味しており、決して取得原価主義からの離脱ではない。すなわち、一般物価指数による取得原価の修正は、過去の貨幣価値の変動を反映したものである⁽¹⁸⁾。固定資産の再評価においては、それはあくまでも原価の再評価であって、時価への再評価を意味するものではない。再評価を行う際に一般物価指数を用いるのは、新旧企業の課税負担の公平化を図るために、また投下自己資本の修正という見地から、円の一般購買力指数をもってこれを同質価値に修正するためである。会計理論上、貨幣価値修正会計思考に基づく資本価値修正額は、自己資本の修正によって生ずる名目額に対する付加部分である⁽¹⁹⁾。

なお、一般物価指数が貨幣価値の変動を表すという場合は、貨幣の購買力（貨幣の交換価値）の意味における貨幣価値の概念が用いられており⁽²⁰⁾、わが国の資産再評価を提案したシャープ税制改革案は、こうした考えに基づいたものである⁽²¹⁾。これは、会計学上の性質からいえば、資本維持説における購買力資本維持説、あるいは原価主義の貨幣価値変動期における修正原価主義に関連するものである⁽²²⁾。

5. 結 び

戦後、日本が資産再評価法によって、企業による資産再評価が実施された。償却資産の取得原価と減価償却引当金（累計額）を修正して、これを減価償却費の計算に反映させるという方法は、貨幣価値変動会計の部分的適用の一形態である。したがって、本来は、こうした部分的修正のみでは、純利益に及ぼす貨幣価値変動の影響は、不完全にしか示されないことになる⁽²³⁾。

しかし、当時の日本では、戦後の過度なインフレ期において、減価償却費を最大の修正項目としていたため、固定資産額の価値修正を行うことを目的に資産再評価が実施されたのである。なお、日本での資産再評価は、貨幣価値不動の建前を墨守して各自企業の将来の収益力を予測し、そこから逆算した再評価を漸進的に実行してきたものである。会計理論上からいえば、貨幣価値修正会計思考に基づく資本価値修正額は、自己資本の修正によって生ずる名目額に対する部分であり、資産の価値修正によって貸方ででくる差額のうち、これに相当する部分は資本修正部分である⁽²⁴⁾。そのため、再評価差額の会計学上の性質は、資本剰余金であるという見解が多くみられたのである。それは、個々の資産の価値を時価で修正する方法とは異なり、再評価差額は修正原価主義の範疇での会計計算であるといえる。こうした点から、資

産再評価は広義の取得原価主義の範疇に基づいた会計処理であると解される。

〈注〉

- (1) 中居文治『貨幣価値変動会計』、京都大学経済学叢書 6、有斐閣、2001 年、17 頁。
- (2) 小川 洸「ドイツ的価値修正会計の展開」『企業会計』第 13 巻 13 号、1961 年 11 月、66 頁。
- (3) 片野一郎『貨幣価値変動会計（第 3 版・追補版）』同文館、1979 年、198 頁。
- (4) 同上、64 頁。
- (5) 小川 洸、前掲論文、67 頁。
- (6) 西ドイツの強制再評価ならびに再評価例の詳細については、酒井文雄『再評価剰余金論——わが国の資産再評価——』国元書房、1968 年、162-164 頁を参照のこと。
- (7) 山下勝治『西ドイツに学ぶもの——経済・大学通信——』同文館、1953 年、25-26 頁。
- (8) 同上、45 頁。
- (9) 杉本秋男「資本維持学説の展望」『会計』第 30 巻 2 号、1932 年 2 月、47 頁。杉本氏は、シュマーレンバッハおよびマールベルグによれば、資本の維持には経済におけるその経済的力すなわち購買力を維持することではなければならないとし、貨幣価値変動決定のために用いる尺度としては、一般物価水準が最良のものであるとしている（詳細は、同上論文 48-49 頁を参照のこと）。
- (10) 片野一郎、前掲書、206 頁。
- (11) 小川 洸、前掲論文、62-63 頁。
- (12) 片野一郎、前掲書、203、207 頁。
- (13) Thomas Henry Sanders, Henry Rand Hatfield and Underhill Moore, *A Statement of Accounting Principles*, American Accounting Association, 1968, pp. 31-32. (山本 繁、勝山 進、小関 勇共訳『SHM 会計原則』同文館、1979 年、36 頁。)
- (14) 高松和男「物価変動とアメリカ会計学——とくに減価償却問題を中心として——」『会計』第 64 巻 第 2 号、1953 年 8 月 1 日、50 頁参照。
- (15) 同上論文、52 頁。
- (16) Samuel J. Broad, "The Development of Accounting Standards to Meet Changing Economic Conditions," *The Journal of Accountancy*, May 1949, p. 389.
- (17) 中西寅雄「インフレーションと資産再評価」『産業経理』第 8 巻 8 号、1948 年 8 月、5 頁。
- (18) 高松和男、前掲書、53-54 頁。
- (19) 片野一郎、前掲書、767 頁。

- (20) 岡部利良「貨幣価値変動期における固定資産再評価の問題性——物価指数による再評価差額論の批判を中心として——」『會計』第 65 巻第 4 号, 1954 年, 65 頁参照。
- (21) 片野一郎, 前掲書, 766-767 頁。
- (22) 岡部利良, 前掲書, 62 頁。
- (23) 森田哲彌責任編集『体系近代会計学Ⅷ インフ

レーション会計』中央経済社, 1982 年, 87 頁。

- (24) 片野一郎, 前掲書, 767 頁。

本稿は, 日本財務管理学会第 31 回秋季全国大会 (於: 札幌大学, 2010 年 10 月 16 日) の自由論題の部における報告に加筆・修正したものである。